

2022年6月13日

## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年5月31日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531第4号」により下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

敬白

### 記

#### 【新たに保険収載された検査項目】（令和4年6月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
KRAS遺伝子変異(G12C)検査	2500点	「D004-2」悪性腫瘍組織検査 (遺伝子関連・染色体検査)	下記 参照

(1) (略)

(2) 「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイム PCR 法、PCR-rSSO 法、マルチプレックス PCR フラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。

ア 肺癌における EGFR 遺伝子検査、ROS1 融合遺伝子検査、ALK 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）、METex14 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）、KRAS 遺伝子変異(G12C)検査

イ～オ (略)

(3)～(15) (略)

※下線の検査が追加されました。

●弊社受託検討中です。

尚、詳細につきましては、営業担当者またはインフォメーションまでお問い合わせ下さい。

## 【新たに保険収載された検査項目】（令和4年6月1日より適用）

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2' (PBP2')検出	291点	「D012」感染症免疫学的検査 (微生物学的検査*)	下記 参照

ア 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP2')検出は、イムノクロマト法により、血液培養により黄色ブドウ球菌が検出された患者を対象として測定した場合又は免疫不全状態であって、MRSA 感染症が強く疑われる患者を対象として測定した場合のみ、本区分の「53」結核菌群抗原定性の所定点数を準用して算定する。

イ 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP2')検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「16」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出が実施できない場合に限り算定する。

ウ 本検査を実施した場合、区分番号「D026」検体検査判断料については、「7」微生物学的検査判断料\*を算定する。

●弊社受託未定です。

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
脛トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ ジェニタリウム同時核酸検出	350点	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

脛トリコモナス核酸及びマイコプラズマ・ジェニタリウム同時核酸検出は、リアルタイム PCR 法により、脛トリコモナス感染症を疑う患者であって、鏡検が陰性又は実施できないもの若しくはマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して治療法選択のために実施した場合及び脛トリコモナス感染症又はマイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して治療効果判定のために実施した場合に、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数を準用して算定する。

●弊社受託準備中です。

項目名	保険点数	区分 (判断料)	備考
百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出	360点	「D023」微生物核酸同定・定量検査 (微生物学的検査)	下記 参照

百日咳菌・パラ百日咳菌核酸同時検出は、関連学会が定めるガイドラインの百日咳診断基準における臨床判断例の定義を満たす患者に対して、PCR 法により測定した場合に、本区分の「12」百日咳菌核酸検出、肺炎クラミジア核酸検出の所定点数を準用して算定する。

●弊社受託未定です。

以上